

# 『指定居宅サービス』重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています

## 1. 事業者

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名   | 医療法人 道 志 社        |
| (2) 代表者氏名 | 理事長 鶴尾 隆光         |
| (3) 法人所在地 | 徳島県徳島市大原町余慶 1 番 1 |
| (4) 電話番号  | 088-662-1014      |

## 2. 事業の概要

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1) 事業の目的       | 介護保険法令に従い、契約者（以下：利用者）がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に（介護予防）訪問リハビリテーションサービスを提供いたします。  |
| (2) 運営の方針       | 事業の実施に当たっては利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って（介護予防）訪問リハビリテーションの提供に努めると共に、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。  |
| (3) 開設（サービス開始）  | 令和元年8月1日  |
| (4) 事業所の名称、所在地等 | 事業所名 リハビリテーション大神子病院附属大原クリニック<br>事業所住所 徳島県徳島市大原町余慶 1 番 1<br>事業者指定番号 3610127510<br>電話番号 088-676-2221<br>管理者 岸 昌美<br>営業日 月曜日～金曜日 9時00分から17時00分<br>土曜日 9時00分から12時30分<br>※祝祭日、12月30日～1月3日を除く |
| (5) 通常の実施地域     | 徳島市、小松島市  |
| (6) サービスの内容     | （介護予防）訪問リハビリテーションの内容は、全身状態の管理、徒手の訓練、基本動作訓練、ADL 訓練、APDL 訓練、ご家族に対する指導、その他必要と認められるサービスです。  |

## 3. 職員の配置状況

当事業所では、指定基準に定められた数以上の職員を配置しています。

## 4. 当事業所が提供するサービスの利用料金

当事業所が提供するサービスと利用料は別紙のとおりです。なお、利用料金の変更があった場合は、改定後の料金に準じさせていただきます。 (居宅サービス契約書第5条1)

## 5. お支払い方法

1ヵ月ごとに集計し、翌月の初旬に請求書をお渡しいたします。原則として、毎月20日（土・日・祝日の場合は翌営業日）にご指定いただいた口座から、自動引き落としさせていただきます。

(居宅サービス契約書第5条2)

## 6. 利用の中止、変更、追加等

利用者の都合により、サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。中止の場合は利用予定日の前日までに事業者または介護支援専門員に申し出てください。変更・追加の場合は介護支援専門員を通じて調整させていただきます。また事業所の都合等によりご希望する曜日にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能曜日を利用者または介護支援専門員に提示して協議となります。

## 7. 損害賠償について

事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、利用者の責めに帰すべき事由による場合には、この限りではありません。  
(居宅サービス契約書第9条)

## 8. 緊急時の対応

訪問リハビリテーションサービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかにかかりつけ医及び担当の介護支援専門員と連絡を取り、必要な措置を講じます。また、緊急連絡先への連絡を行います。  
(居宅サービス契約書第10条)

## 9. 個人情報の使用について

利用者のための居宅サービス計画書に沿って、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議において、介護支援専門員とサービス事業者等の間で必要な場合、最低必要限の個人情報を利用させていただくことがあります。  
(居宅サービス契約書第12条)

## 10. 事故発生時の対応について

訪問リハビリテーションサービス提供中に事故が発生した場合には、速やかにご家族及び市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡をとるとともに、必要な措置を講じます。  
(居宅サービス契約書第13条)

## 11. 苦情等の受付

利用者が苦情を申し立てることにより、何らかの不利益をもたらすことはありません。  
(居宅サービス契約書第14条3)

### (1) 当事業所における苦情等の受付

当事業所における苦情やご相談は以下で受け付けます。

- ・ 苦情受付 088-676-2221  
リハビリテーション大神子病院附属大原クリニック  
担当者：鎌田 篤

- ・ 受付時間 月曜日～金曜日 9時00分から17時00分  
土曜日 9時00分から12時30分

### (2) 行政機関その他の苦情受付機関

徳島市健康福祉部高齢介護課	所在地 徳島市幸町2丁目5 電 話 088-621-5585
小松島市介護福祉課	所在地 小松島市横須町1-1 電 話 0885-32-3507
徳島県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 徳島市川内町平石若松78の1 電 話 088-665-7205
徳島県長寿いきがい課	所在地 徳島市万代町1丁目1番地 電 話 088-621-2169

### (3) 苦情等の対応の内容(手順)

- 1) 苦情等の受付（苦情等の内容を正確に把握する）
- 2) ミーティング（苦情等の内容を検討し、事実確認と原因究明を行う）
- 3) 説明（把握した事実等について、分かりやすく説明する）
- 4) 情報共有（事業所内、関係機関と情報共有を行う）
- 5) 記録及び保存（苦情等の内容や対応経過を記録し、保存する）